

生徒への生活指導によるガイドライン

「体罰(暴言)の定義について」

教員等が生徒に対して行った行為が体罰に当たるかどうかは、当該生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、行為の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。その行為の内容が身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする行為(殴る・蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような行為(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

「体罰(暴言)禁止について」

教育上必要と認めるときは、懲罰を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- ①教育上必要と認めるときは、懲罰を加えることができる。しかし一時の感情に支配されて安易な判断のもとで行為が行われることのないように留意し、家庭との十分な連携を通して、日頃から教員、生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- ②教員は、生徒の指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る)、肉体的苦痛を与える行為(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならない。
- ③生徒への指導に当たり、体罰はいかなる場合においても行ってはならない。体罰に当たるとどうかは、生徒の心身の状態、場所、時間など、総合的に個々の事案ごとに判断する必要がある。また抵触したと判断された場合は体罰に該当する。
- ④生徒からの教員に対する暴力行為に対して、教員が防衛のためにやむを得ず行った行為について、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の生徒に被害を及ぼす暴力行為に対して、目の危機を回避するためやむを得ずした行った行為についても体罰には当たらない。

「部活動での指導について」

部活動の指導における体罰(暴言)の行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、社会の規範に反し、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうものである。改めて全ての指導者が体罰は認められないもので根絶すべきものであると再認識することである。

【体罰に対する認識】

- ①指導と称して暴言・殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒の手段として体罰を行うことは 禁止されており、暴行罪や傷害罪などの犯罪行為であることを認識すること。
- ②生徒の人格や尊厳・人権を侵害したり、否定したりするような発言や行為は許されない ことを認識すること。

【体罰禁止に向けて】

- ①体罰(暴言)は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の 人生まで、肉体的、精神的に悪影響を及ぼすことになることを認識すること。
- ②学校関係者は、部活動の指導において体罰(暴言)を厳しい指導として正当化することは 誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするために取り組むこと。
- ③保護者等に対しても同様の認識と理解を図るようにすること。

【具体例】

①暴力

- ・殴る、蹴る、ビンタなど。
- ・身体を押す・髪の毛を引っ張る・耳を引っ張る・胸ぐらを掴む・デコピン・ゲンコツなど身体に対して必要以上に触れること。
- ・懲罰としてのボウズ頭の強要すること。
- ・懲罰としての清掃活動(2週間以内を目途とする)。

②暴言

- ・「消えろ」・「死ね」・「学校やめろ」・「キモイ」等、人格や尊厳を侵害する言葉使いをすること。
- ・「キサマ」・「テメエ」・「学校やめさせてやるぞ」など、脅迫的・威圧的に表現すること。
- ・人権を侵害するような差別的な発言など。